

訳 者 解 説

オーストラリアについては、なんとなく親しみのあるような感じではあっても、いざ考えてみると案外と知らないことが多い。しかしこの国は、20世紀初めのころ、世界一の一人当たり国民所得をもっていた。1960年ころまでは極端なまでの保護貿易が行われ、経済は規制でがんじがらめになっていた。1960年代、70年代にはストばかり行われていたという印象がある。そして、先住民に対するそれまでのひどい仕打ちにどう向かい合ったらよいかに苦渋する中、最近のアジア諸国からの移民も含めて、高い生活水準を享受している。大学の先生はその多くが、プールつきの広い住宅に住んでいた。アジア系移民には偏見があると言われつつも、実際に移民希望者が殺到したことがオーストラリアの真の魅力を見せつけていた。

しかし、80年代からはじまった徹底的な経済の構造改革がうまく進められて、今日ではO E C D 内でもとくに柔軟性・強靭性・多様性をもったオープンな経済だと認められている。1992年以来の堅調な成長が続いている、しかも、財政赤字はほぼゼロだという。天然資源があるから豊かだからというのは昔の話である。構造改革に「失った十年」以上をかけ、いまもって、景気回復の話と同時にいろんな局面で呻吟している日本とはいったいどこが違うのだろうと、つい考えてしまう。

本報告は、そのオーストラリアにおける構造改革の概観を述べたものである。1960年代以降の改革がまんべんなく述べられているが、その中にはオーストラリア独自の案がいくつか見られる。たとえば、州政府や地方政府が改革に成功すると、連邦政府が州政府に一種の報奨金を支払うという制度がある。改革が成功するとその成果が連邦政府に税収として本来の分け前以上のものが入るからだという。もちろん改革をさらに促進する意味もある。本報告にはまた、あっけにとられるようなディテイルが散見される。たとえば、小さなことであるが、規制の強かった時代のこと、養鶏業ではこんなことが行われていた——大企業がひよこを下請として農民に育てさせ、その育てる費用は州・地方自治体が一律に決定していた。これが規制緩和で自由になったというのである。

広範な改革が一段落し、2005年12月に全国競争促進政策（N C P）が改革の最終評価を出したところである。この報告は時宜にかなったものとなった。

著者のRoss Stockall氏は、訳者の永年の畏友で、ここ10年以上、毎年、大東生にオーストラリアについて、啓蒙的な講演をしていただいている。オーストラリア連邦政府経済産業省での勤務が長く、最後の数年は、ほぼひとりで対日経済政策を立案していたと言っていいくらいである。定年になる前に職を辞し、いまは自ら主宰する研究所を運営している。

(訳者・近藤正臣)

経済の構造改革——オーストラリアの場合

ロス・ストコール

(ストコール・アンド・アソシエイツ)

「オーストラリア経済の改革担当者たちは、20世紀初頭においてわが国は世界最高の一人当たり国民所得を誇っていたと、よく言う。これは運のよさも手伝ってのことだった。人口は小さく、豊かな天然資源に恵まれ、それがとても高い世界価格をつけていた。しかし同時にこれは、英國から受け継いだ一連の法律・制度で、生産活動に有利なものがあったおかげでもあった。さらに、これを活用する冒険心に富んだ人口の移入があった。

同じように恵まれた立場にあった国々（アルゼンチン、ニュージーランド）と同様、オーストラリアの世界における所得順位はその後、下がり続けた。しかも、出発点が幸運であったことで正当化される以上の低下である。」（Banks, G, 2005, p. 2）

はじめに

本論の主たる目的は、2005年に先立つ数十年間にオーストラリアで行なわれた経済改革について、その概観を得ることである。改革は広範なもので、経済活動のほぼ全局面におよんだ。初期の改革で、1997年のアジア金融危機を乗り越えることができ、その後の改革も加えて、強力で多様性に富んだ、オープン的な経済を産むことに成功し、今や、OECD内でももっとも優良な経済のひとつとされている。

ここでは改革の概要を述べるにとどまる。改革の結果についても述べるが、包括的・詳細な経済分析を目指したものではない。

I 変革の必要性

オーストラリアにおいて別々の6植民地が合体してオーストラリア連邦を作ったのは1901年のことであった。それ以来、短期の成果をあげるいくつかの制度・組織を発展させてきたが、やがてそれがかえって足かせになりだした¹。たとえば、1901年以来、じょじょに貿易においては保護壁が築かれて国内産業を守り、政府による独占事業ができ、経済活動は全般的に競争制限的で高度に規制されていた。関税は、産業分野別に設けられるのではなく、製品別に設けられ、このような関税がいったい他の経済分野にどのような影響をもたらすかについてのくわしい分析は乏しかった。

第二次世界大戦後、おおかたの先進経済諸国では規制が広範に行なわれ、これにはオーストラリアも含まれていた。当時のオーストラリアは、国内市場が手厚く保護されていた。戦後の世界経済の拡大はオーストラリアにも益になり、OECD諸国内でも一人当たり所得は最高の部類に入り、失業率は低かった²。資源配分の非効率性など保護の経済的コストは、大規模な農業・鉱業部門の業

績で隠されてしまっていた。

しかしながら、明らかに問題は浮上しつつあった。オーストラリアの輸出商品価格が長期低迷の様相を見せ始めたのは1970年代で、逆に輸入価格は上昇し、生産性の低さも暴露されていった³。関税自体はすでに1970年代初期に引き下げが始ったが、他のミクロ経済の改革が必須なことも明らかであった。

1970年代と1980年代、オーストラリア経済の実績は低下していた。生産の伸びは鈍化し、失業・インフレが大きくなっていた。生産性の伸びも相対的に低く、交易条件の悪化は生活水準の相対的低下につながっていった。これは競争があまり行きわかれていなかつたのが原因の一部であった。連邦化の時点（1901年）ではオーストラリアは世界第一の一人当たりGDPを誇っていた。それが1950年までには5位になり、1973年までには9位にまで下がり、さらに1990年には15位まで低下していた⁴。

オーストラリア経済の衰退は、政府経済政策の総括を促すことになった。こうした検討によって問題点が浮かび上がり、その中には政府による過剰介入があり、価格は供給コストを反映していないことが多いのが指摘された⁵。

生産性の伸びが落ち、これがいくつかの問題を醸し出していたのには、外部からのインパクトもあったが⁶、国内政策・制度上の問題のあることがじょじょに認識されていづた。これらの要因を列挙すれば以下のようなものである。

- ・競争制限的に機能した国内の諸規制
- ・資本市場の諸制約
- ・輸入に対する高関税および数量規制
- ・高コストでばらばらの製造業部門、その国内市場指向性
- ・非効率的な独占公益事業
- ・技術の陳腐化と技術改革の低迷
- ・強力な労働組合および硬直化した労働慣行⁷

しかしながら、重要な変革も多く行なわれていた。25年間以上にわたって、かなりの規模の経済的・社会的改革が行なわれていた。初めはその場限りのものであったのが、じょじょに広範囲にわたるフォーマルな計画として進められるようになった。そのほとんどは経済効率の改善を目指したもので、生産性の向上を目的としていた。そしてこれらの改革がその経済のパフォーマンスの改善に大きく寄与していた。市場を自由化し、競争を促進し、貿易を自由化しようとする政策が、たゆまなく進められ、細部もつめたものであった。

1980年代初頭に入ると、改革はさらにその局面を拡大していった。これには、オーストラリア・ドル相場の自由化、為替の自由化、銀行・金融業の規制緩和・国家競争促進政策（National Competition Policy, NCP）の導入、政府事業の民営化・公社化、貿易障壁の撤廃、税制改革（徴税の裾野を広げた）、技術革新の促進、労働市場の自由化などを含んだ。1980年代初期は経済改革がエネルギーッシュに開始された時期ということになってはいるが、保護貿易の緩和についてはそれ以前に始まっていた。

オーストラリアは連邦国家なので、連邦政府、6州・2準州政府、地方自治体の各段階での政策・措置が重要である。とくに生産性の向上にとってはこの点の意味は大きい。労働法、税制改革などの改革は、連邦政府と州・準州政府がともにかかわることになる。

II 貿易自由化

1900年代初頭から、オーストラリアの貿易・産業政策は輸入制限に焦点を当て、主にそれを関税を通して行い、それを補完するものとして、部門によっては数量制限、ローカル・コンテント制限を課してきた⁸。ローカル・コンテント方式の利用として、もし国内生産者が国内産の部品を一定以上使っていれば、その他の部品は関税ゼロないし低率で輸入することができるとした。この方式はこれまで、政府与・野党とも賛同し、一般選挙民にも支持されている。著名な経済学者も、1960年当時はそのほとんどがこれに賛意を表明していた⁹。

1921年に関税委員会法 1921 (Tariff Board Act 1921) が発布化されて正式にこの委員会ができ、1924年にはこれが恒久的な機関となつた¹⁰。この委員会の職務は、輸入製品と競合している産業に対する援助についてオーストラリア政府に助言をすることであった¹¹。

1920年代に關稅委員会が採用した種々の方式が1960年代まではほとんど不变のまま続いた。この期間を通して、同委員会の作業は細かく分類された製品を対象に援助要請に応じることになりがちだった。たいていは場当たり的に問い合わせがなされ、最終勧告がどのような含意をもつかの分析は行なわれなかつた。戦後には数量制限が導入され、1950年代終りまで継続して、関税に代わってこれが保護方式としては主流であつた。

1960年になって、おおかたの数量制限は廃止され、関税が再び保護方式の主たるものとなつた。1930年代の方式に戻つたわけである¹²。しかしながら、関稅委員会の考え方には基本的な変化はなく、複雑かつ一貫性を欠いた保護がさらに強化された¹³。製品に対しては高関税が課せられることが多く、1967-68 の平均実効援助率はゼロから120パーセントに達した^{14・15}。

1960年代にはオーストラリアの産業もまた、水平・垂直統合を遂げて、複雑な様相を呈するようになつていて¹⁶。英國以外の国からの輸入も増加していた。1960年代終りころに關稅委員会は、保護の新方式を提案した¹⁷。主な変更点は、関稅構造を体系的に再調査し、過去の一時期に行なわれたやり方に戻つて、個々の製品ではなくて特定産業全体を保護しようとしたものである¹⁸。さらに、実効援助率の概念を使って、援助の高・中・低を評価する上で参考にしようというものであつた。

この新方式は大きな論争的になり、執拗な反対もあつた。反対だったのはとくに製造業部門、それに連邦議会議員の一部であつた。論争は1970年代まで続いた。

この当時、製造業部門に適用されていた関稅は、全体としては高かつたが、一律ではなかつた。1969-70の平均実効援助率は35パーセントになつたが、個別で見てみると、実効援助率は清涼飲料水の一部が15パーセント、自動車が54パーセント、衣料と履物（面に靴）が83パーセント（オーストラリアでは纖維・衣料・履物に長い援助の歴史がある）、そして基本的な金属製品の一部では280パーセントに及んでいた。農業地帯の保護も一律ではなく、たとえば乳製品部門は価格・供給統制が

行なわれて、高度に規制されていた¹⁹。農場からの出荷価格、加工工場、卸し・小売のそれぞれの段階で価格が決められていた。

1972年の末、ホイットラム首相のもとに労働党政権が誕生し（1975年まで続く）、新しい政策が決定された。保護は国内の富の創造を制約していて、政府の行う社会・経済政策には有害であるとの結論が出された²⁰。1973年に大規模な関税削減が始まり、一律25パーセントの引き下げとなった。その後の10年間、個々の関税にはさらに切り下げられるもののが出てきた。

1974年1月になると、関税委員会に代わって産業援助委員会（Industries Assistance Commission）ができた。フレーザー政権下（1975-83で、自由党を中心とした保守連立政権）では一般的な関税による保護の増加はなかったが、数量制限が一部緩和されると同時に、他の構造的援助方式が導入された。最終結果としては、構造調整が鈍化したということになろう。

次にホーク労働党政権（1983-91）が誕生すると、オーストラリアは不況に陥った。失業率は11パーセントに達し、消費者物価指数も12パーセント近くの上昇をみた。オーストラリア・ドルは初めて対米ドル為替が1ドルを割った。国内の製造業が国内市場重視の態度であったのも問題とされた。こうした経済情勢悪化のなかで、保護政策の改革に活気が生じた²¹。再び、改革が個々の産業を対象として始まった。輸入の量的管理は撤廃され（主として自動車、大型家電、繊維、衣料、履物の諸部門でこれが行なわれた）、1980年代半ば以降、保護はさらに減少した²²。1980年代には、関税削減賛成論の一環として、北東アジアへの輸出拡大の機会を活用するために、オーストラリアの立場を強化する必要があるという点が取り上げられるようになった²³。

援助が削減されるにつれて、ヘヴィ・エンジニアリング、鉄鋼、造船、自動車、それに繊維、衣料、履物などの部門にはリストラを援助する個別のプログラムがいくつか導入された。おおかたの製造業部門については、1988年以降、段階的に関税削減が進められた。このアプローチが、続く労働党キーティング政権（1991-96）でも続行された。ほとんどの関税は（繊維、衣料、履物、自動車を除いて²⁴）1996年までに大きく削減された。

2000年までには平均実効援助率は製造業部門で5パーセントまで下がっていた。援助の方式は今や、関税に代わって政府予算を通じてのものとなり、輸出奨励、研究・開発および技術革新への奨励金という形をとるようになった²⁵。

オーストラリアは一般的に、貿易自由化には賛成の態度で、一方的貿易自由化にも多角的通商協定にも賛成してきている。しかし、ニュージーランド、シンガポール、タイ、アメリカ合衆国とは2国間協定もまとめてきている。現在、中国、ASEAN、マレーシア、日本、湾岸協力協議会とも自由貿易協定を取りまとめる努力がなされている。

III 金融部門および海外からの投資

国際金融

1983年12月、オーストラリア・ドルはフロートに移り、資本移動にも管理は全般的に撤廃された。

ただしこの時以降、政府が多少とも機密に属すると考えた部門への海外からの投資は制限を受けていた。たとえば、住宅向け不動産の一部、メディア、航空などの部門である。1985年には、外資系銀行が、企業顧客向けサービスでは参入が認められた。その後、1990年代に入ると、外資系銀行は小売業務にも参入が許された。

国内金融

1980年代まで国内金融体制は規制でがんじがらめになっていて、個々の市場セグメントごとに計画性・一貫性がなく、ばらばらの政策がとられていた。1980年代初期になって、金融規制のうち、いくつかのものが撤廃された。たとえば、銀行はオーストラリア国債の購入を義務付けられなくなった。このころには、金利はほとんど自由になり、住宅金融の金利も1987年に制限が撤廃された²⁶。

1998年以降、金融体制を司っていた規制機関、諮問機関が改善をみた。規制はより効果的なものになり、簡素化され、柔軟性をました。これで、証券、保険、年金、預金口座などでは技術革新・競争が促進された。

IV マクロ経済政策

財政政策

1980年代半ばから、財政政策の中心になったのは、国内貯蓄の増大、経常収支赤字巾の縮小であった。主として政府資産の民営化をとおした財政赤字の削減も1990年代半ばから重要な目標となつた。

1998年、ハワード政府は、法的効力をもつ「誠実財政憲章」とも言うべきもの (Charter of Budget Honesty)」を制定した。政府はこれで、年々の予算の一部として、経済・財政展望報告を提出することを要請された。さらに、年度半ばおよび各総選挙に先立って、予測についての中間報告を提出しなくてはならなくなつた。

通貨政策

オーストラリア連邦準備銀行は通貨政策の形成・執行に責任をもつている。1993年にはインフレ・ターゲットが導入され、今の消費者物価指数の中期ターゲットは年率2～3パーセントである。このインフレ率は準備銀行の設定したものであるが、その後、政府もこれに同意している。

準備銀行はオーストラリア連邦政府に直接の責任を負っている。頻繁に協議はするが、金利について政府の指示を受けることはない。金利に関する政策は、政治過程とは別に、同銀行が決定する。

税制改革

ここ30年間にわたって、オーストラリアの税制は大きく変化してきた²⁷。1985年に資本利得税が導入され、続いて1987年、配当帰属方式 (dividend imputation system) が開始された。1980年代後期から、じょじょに法人税が切り下げられ、2000年には消費税 (goods and services tax) が導入され、効率の悪かったいくつかの州税が廃止されると同時に、所得税の減税が行われた。この他、法人税の支払い方法について若干の改革があった。

しかしながら、オーストラリアの税制の複雑さにはいまでも批判があり、改革の必要性が言われている。こうした議論が2005年にははずみがつき、翌2006年は税制の簡素化、公平さの確保、効率性の改善を求める声が高まった。

人的福祉サービス (human services)

1980年代の後期、政府は資金集めと利用者への負担を考えて、実績に基づいた制度を導入し、競争入札と外部委託が増えた。1990年代初めになると、健康・教育・コミュニティーサービスなどの分野で financial management and program budgeting と称される予算管理上の一連の行政改革が行われた²⁸。

インフラ

1980年代から政府の事業はじょじょに「商業化」され、公社となり、あるいは民営化された。さらにこの時期、港湾業務・沿岸輸送・航空産業・電気通信部門の規制緩和や事業再編などが行なわれた。

V 労働市場

国際的側面

オーストラリアの人口・労働力の規模・構成は移民によって大きく左右されてきた。移民はオーストラリアの発展に多大の寄与をなしてきている。

移民政策はここ数十年の間におおきく変化してきた。歴代政府は、社会的・経済的・人間的な目標とバランスをとることに腐心してきた。

第二次世界大戦の終わるまでは、たいていのオーストラリアへの移民はイギリス出身者であった。終戦時、オーストラリア経済は疲弊していて、コミュニティー＝サービスは削減され、停電も多発した。しかし、成長の潜在性は認識されていたとはいものの、労働力は不足していた。当時のオーストラリアの人口は750万以下で、「植民者を増やすか滅びるか (populate or perish)」と言われ

ていた²⁹。これに油を注いだのが、戦争になればオーストラリアは侵略されるかもしれないという恐怖であった³⁰。

戦争が終わると、大規模な移民計画が始まった。終戦直後の数十年間、移民はイギリス、アイルランド、その他のヨーロッパ諸国、とくにギリシャ、イタリア、ユーゴスラヴィアなどの出身者が主流であった。ここ10年の間に恒久的移住者を認める計画は大きく変わり、熟練工を重視するようになった³¹。また、文化的な多様性が増し、アジアからの移民が大きく伸びた。

現在では、全人口の約25パーセントが海外生まれである。多くの多国籍企業がアジア太平洋地域の拠点としてオーストラリアを選んでいることの背景には、多文化社会の発展が大きな要因となっている。

国内的側面

中央一括裁定型の賃金システムは1907年に始まった。これは、下層熟練工に、中央で賃金・紛争調停制度を通して、「生活可能な賃金」を保証するものであった³²。労働組合はじょじょに強力になり、柔軟性を欠いた賃金慣行が広がっていった。

1980年代の末、賃金裁定法が大きく変わり始め、中央で決まる賃金が産業・企業ごとに決定される方式が変化し始めた。1990年半ばになると、職場関係法1996 (*Workplace Relations Act 1996*) が制定され、それから、賃金決定方式の変化ははずみをつけることになり、個人雇用契約、裁定の簡素化がさらに進んだ。オーストラリアも今では、組合の組織率は低く、民間部門では15パーセント程度であり、労使紛争も多くない。

このような状況は、労働市場の規制緩和、その他の措置の結果である。その他の事情にはたとえば、関税が低下して、国際競争が激化したことがある。さらに、労働組合も生産性の上昇を伴わない賃金要求は、金利の高騰、短期の職場減少、低成長に結果することを理解してきた³³。

VI 全国競争促進政策 (National Competition Policy=NCP)

オーストラリア政府間協議会C〇A G (the Council of Australian Governments) は、連邦・州・準州・地方政府の協議体としてもっとも上位に位置するもので、1992年に初めてその会合がもたれた。これは、連邦首相、州知事、準州知事、オーストラリア地方政府連合 (the Australian Local Government Association) 議長からなる協議体である。議長は連邦政府首相、事務局は首相官邸・内閣府内におかれている。主な任務は、政府の諸段階が協力をしなくてはならないような全国的改革を発議し、政策を練り、それを実施することである。

1995年4月、政府間協議会は全国競争促進政策NCPについて合意した。これが構造改革の中心となり、それに続いて拡大していった改革の各論をまとめる柱となった。中心的な公約には以下のものが含まれていた。

- ・政府事業の独占を改める。これには規制当局と事業体との分離が含まれた。

- ・競争促進法を全業種に適用する。政府事業もこれに含まれた。
- ・政府事業が民間と公平に競争できるよう、この両者間に競争上の中立を保つ。
- ・およそ1,800件にのぼる競争抑制型の規制を見直す。
- ・基本的公益事業に第三者事業体の参入を許すためのアクセス方式を採用する。
- ・エネルギー関連事業、水道事業、陸上輸送事業について、個々の改革策をとる。

要約すれば、NCPは政府諸段階がガス・電気・陸上輸送で競争を促進すること、水道事業を改善すること、政府事業と民間事業の間に競争上の中立を維持すること、そして法制上の規制を見直して、公益に益するものにする、ということになる。

NCPに含まれなかつたものもあった。

- ・NCPが開始された時点で実施されていた諸改革。これには、全レベルの政府省庁・部局などによる入札の増加、外部委託のさらなる普及、教育・訓練・保険事業を含んだ人的福祉サービス(human services)などにおける競争原理導入がある³⁴。
- ・税制改革、労使関係

NCPの元にあったのは、競争的市場が技術改革のための誘因を提供し、効率を改善し、一般的に社会全般に益するとの考えであった。NCPのなかで重要なことに、全レベルの政府による法的規制の見直しがあった。どのような法律も政令も規制も競争を制限してはならない、競争制限が許されるのは、規制のコミュニティーへの便益がコストを上回る場合、初期の目的を法的に達成する手段がそのほかにない場合のみであった。政府諸段階は10年毎に法律などを見直さなくてはならないともされた。

見直しを決めた法律などの約80パーセントがすでに見直しを実際に終えていて、これは一応の完成をみている³⁵。ただし、これから見直しがなされることになっているもの、規制が公益にかなうものであることが証明されていないものでも、そのままになっているものもある。補助金・コミュニティー・サービスの義務化については、これがオープンかつ透明性を確保していることを条件として、各レベルの政府はこれを実施することができる。

連邦政府、州・準州政府との間に合意がえられたあと、NCPが1995年11月、競争政策改革法1995(*the Competition Policy Reform Act 1995*)によって全国競争促進協議会NCC(National Competition Council)が制定された。NCCは連邦の機関で、各レベルの政府にNCP改革について独立の助言をすることになっていた³⁶。

NCPについて重要なのは、州・準州政府が競争促進で成果をあげた場合、連邦政府が当該政府に「競争支払い」(competition payments)をするとの合意である。全レベルの政府が行う改革によって所得上昇が起きた場合、この上昇分は相対的に連邦政府に大きな税収をもたらすからというのが、この措置の理由である。実際の支払額の計算は、連邦政府の予測に基づいて行われ、ここ9年間で57億オーストラリア・ドルに達している。州・準州が実際にこの計算の全額を受けるかどうかは、NCCが改革の進捗度を見直すことで決められる³⁷。

競争

すべての州・準州政府は、the Trade Practices Act 1974 の反競争的側面を、すべての自然人・法人に適用していて、これには政府事業を含んでいた。これが今や、政府の行う事業は競争中立の原則に従うことになった。

a インフラ

1995年、NCPは全国アクセス制度=NCR (National Access Regime) を創設した。これは、国家的重要性をもつ基本的インフラ設備に対して第三者によるアクセスを許したものである。これによって、民間企業は他の企業体によって操業されているインフラの使用について、交渉によってそれにアクセスできるようになった。

b エネルギー

エネルギー部門はここ10年以上にわたって、かなりの改革にさらされている。エネルギー関連閣僚会議は2003年12月、2006年までの期間に実施されるものとして、エネルギー市場の改革計画を発表した。その目的は、エネルギー市場での投資促進、競争促進であった。この計画でオーストラリア・エネルギー市場規制局AER (=Australian Energy Market Regulator) が設立され、同市場の規制を担うことになった。AERはそれまでオーストラリア競争・消費者委員会および全国電力コード行政委員会の行っていた機能を受けついだ。

c 電力

オーストラリアでは、電力供給事業は各州で個別に発達してきた。その結果、垂直統合型で各政府所有の独占事業となっていて、電力供給区の間に電力のやりとりはほとんどなかった。投資も、経済効率を考えるより、エンジニアリングおよび政治的配慮に基づいて決定されていた³⁸。このような状況だったので、施設に過剰投資が行われたり、価格も供給コストにほとんど関係なく決められ、過剰人員をかかえるのも日常茶飯のことであった。

1991年、全レベルの政府はこれを改革しようとの合意に達し、NCPの枠内で取り扱われることになった。NCPの目標には、より効率的で競争力の強い市場を作り出すことがあった。個別の改革で、州内・州際の障壁を取り去ることになり、以下のものを含んでいた。

- ・全国電力市場NEM (national electricity market) に競争をもたらすための構造改革
- ・発電者・電力小売業者・電力取引業者の消費者による選択
- ・州際送電ネットワーク情報、相互接続送電・配電ネットワークへのアクセス
- ・発電および電力小売業への新規参入確保、州内・州際取引の自由

1990年代になると、電力部門は完全にその姿を変えた。全国規模の電力卸業ができあがり、政府の行っていた発電事業の一部は民営化された。また、垂直統合されていた事業体は分割された。

全国電力市場NEMは1998年12月に創業を開始し、高压線配電網はニューサウスウェールズ、ヴ

イクトリア、クイーンズランド、南オーストラリアの各州および首都圏のあいだで相互接続されている。2006年にはタスマニア州とのリンクも委託されることになっている。

d ガス

NCP改革のガスに関するものは、生産・輸送・流通・小売の分離、天然ガスパイプラインへの第三者アクセス、消費者の供給業者選択権などであった。全国的に、ほぼ全面において自由で公平な取引が完成している。

e 水道

オーストラリアは人間の住んでいる大陸としては世界でもっとも乾燥したもので、降雨量も変動がはげしい。旱魃は日常的に起きている。これまで水道事業は管理が拙劣なことが多かった。農業用が全水利用の70パーセントを越し、過度の灌漑依存はいくつかの環境問題を引き起こしている。たとえば、流域地帯の多くが開発の行きすぎで、水不足、生物多様性の減少、塩分過多などに陥っている。

オーストラリアでは水道事業・下水事業は、この両者を足すとガス部門の3倍もの付加価値を作り出す重要な部門になっている³⁹。1980年代初期、価格構造を改革して都市部での供給効率をあげようとする試みがあった。地方では経済的に悪影響があるのではないかとしてこれに躊躇するところがあった。これも、全国的な調整をとりながら改革を実施していくことの重要性を示すものであろう。

COAGが1994年にすでにいくつかの問題を指摘していた。農村地域では投資も不足しており、広域農業で付加価値の低いものへの水利用が優先されていて、園芸用、穀物生産、酪農に灌漑用水を使うことに制約があったことなどが問題点としてあげられた。COAGとしては、水利用も原因の一部である天然資源の劣化を防ぎ、効率的で維持可能な水部門を作り出すことが最重要課題であった。

水管理向上をめざした全国水構想 (the National Water Initiative) が、水資源管理向上のための包括的戦略として、2004年6月にCOAGで合意をみた。主要目標は以下のとおりである。恒久的な水取引を拡大する、水資源の回収をより費用効率のよい、より柔軟なものにする、水部門に投資する者が自信をもって投資できるよう条件を整える、水計画をより透明なもの、包括的なものにする、などである。すべてのレベルで政府はこの実施を公約しているが、執行の度合いは一様ではない。

f 運輸

陸上貨物輸送

陸上輸送は、個別の改革パッケージとしてNCPに含まれている。改革計画は、州・準州間でこれをより全面的に画一的なものにすることが目標である。たとえば、大型トラックの年間登録費用、危険物の輸送についての安全性の確保、使用に適かどうかの基準、交通法規に対するコンプライ

アンス・道路使用規則の強化を含んだ。

鉄道

1990年代までオーストラリアの鉄道網は、各レベルの政府所有の貨物輸送事業と旅客サービスの双方が各州内にあったものが主なるものであった。1990年代以降、すべての政府事業に改革が導入され、NCPによる奨励効果もあった。さらに道路輸送からの競争に応じるため、また、政府が責任をもつ分野が他にもあってそれが予算を必要としたためもあって、効率性を高める必要があった。

全般的には、運営の垂直的・水平的分離、民営化、公社化、さらに鉄道インフラにたいする第三者のアクセス保証が行われた。

g 電気通信

電気通信分野でも1991年以降、一連の改革が行われ、競争は激化した。この年、それまで独占事業であったテルストラが独占を失ったからである。同社は今、オーストラリア政府が51パーセントを所有している。この他に、独自のインフラをもつキャリアーが100社、サービス・プロバイダーは1000社以上に及ぶ。

法律の再検討

1996年、各レベルの政府はNCPのもとでおよそ1,800件の法律を再検討の対象として摘出した。2005年9月までにはこの再検討は終了し、必要に応じて改定が行われた⁴⁰。規制の改善が主たる目的であって、これは必ずしも規制の緩和を意味していたわけではなかった。

競争が制限されていた分野については、NCPのおかげで大幅に改革が進んだ。とくに農産物のマーケティングに関連する分野についてこれが言え、たとえば、オーストラリアでは大企業が下請として農民にひよこを育てさせてその費用を支払っていたが、この「養育費」を各レベルの政府が中央で一律に価格として決定していたのが改められた。クイーンズランド州は、大麦の輸出独占事業を廃止し、その他の州でも卵の販売規制を撤廃した。

VII 改革の特長

オーストラリアにおける構造改革にはいくつか特長的な点が見られる。ひとつは、1980年代半ば以降、一般的にいって与野党双方が改革を支持したことである。少なくとも主要政党の指導部、とくにその党が与党となった場合には、それが常に改革賛成であった⁴¹。時には、ある党が設置した調査委員会の勧告を他の党が実施するということもあった。NCPや資本市場の自由化がこの例である。

オーストラリアにおける改革で、単一の措置で改革が完結したものはほとんどない。これにはいくつかの要因がある。たとえば、改革によっては連邦中央政府と州政府の双方がかかわっている場

合がある。また、当初からどこまで改革を進めるのが最適かが明確でない場合もある。当然、改革も選挙結果に左右されるので、選挙民の意向によってときの与党の態度は変わった⁴²。さらに、改革に順序付けが必要な場合もあった。たとえば、関税を大幅に下げる前に新技術に投資をすることが望ましい産業もあった。

改革は自らさらなる改革を呼ぶことになった。たとえば、1990年代の産業の構造改革と関税引き下げが成功すると、政策担当者は自信をもった。しかし、オーストラリアの場合、改革のプロセスは現実的なもので、イギリスでサッチャー首相が行ったようにイデオロギー主導ではなかった⁴³。生産性委員会 Productivity Commission (P C)⁴⁴では、その構造改革は一般的に言って教科書通りの処方箋に従つたものではあったが、その実施にあたってはいくつかの特徴があったことを強調していた⁴⁵。たとえば、通説によれば経済を国際的競争にさらす前に国内の非効率を削減した方がいいというであったが、もしこの通りにするとすれば、労働市場の改革は調整にもっとも時間をとるのだから最初に手をつけ、金融市場を最後に回さなければならなかつたはずである。

オーストラリアのアプローチはこれとは違つて、順序を逆にしていた。生産性委員会の説明⁴⁶では、輸入競争を促す、サービスと資本で国境を開くのは、上流の非効率を暴露して、それによって、労働市場および公益事業の改革に進むべきだとの政治的圧力を作り出すのが重要だというのであった。オーストラリアにおける貿易障壁の縮小はほとんど一方的決定によるものであつて、貿易相手国と相互に削減しようという交渉をしてその結果として行われたものではなかつた。

オーストラリアにおける構造改革のもうひとつの特徴はN C Pである。関税・金融の改革の初期においては、N C Pのような機構は必要なかつた。すべては連邦政府の責任だったからである。しかしながら、改革の対象になった案件にはこの他に多くのものが州・準州の管轄下にあるものがあつた。1980年代半ば、なかにはインフラ改革に手をつけた州があつたが、その進展は一様ではなく、N C Pができるまでは一貫した方針は出ていなかつた。競争の便益については政府がすべてのレベルでC O A Gの過程に同意したが、これを別とすれば、N C Pの成功にはいくつかの要因があつた。以下がその例である。

- ・公益に資する場合にのみ政策措置を維持するという大原則があつた。
- ・政府独占事業に関しては、アプローチ・原則には合意が得られても、州政府・地方政府が個別の方策を探つてもいいことになつていて。
- ・州における改革の進捗に関して、これをN C Cが評価して、それに応じて連邦政府が州政府・準州政府にお金を支払うという制度が導入された。

さらにまた、改革の成功にはこれを援助した機関に依るところもあつた。たとえば、P C、オーストラリア連邦準備銀行、大学（なかでもオーストラリアン・ナショナル大学）、改革のモニター機関としてN C Cなどであつた。

VIII 改革のインパクト

はじめに

製品に対する保護関税が一律25パーセントの大幅引き下げられ以来、すでに30年以上が経過している。その後も中央政府は改革にとりくみ、ことにここ10年においては、オーストラリア史の上で最もっとも広範かつ成功裏に改革が推移している⁴⁷。

ここ10年以上にわたってオーストラリア経済の実績はきわめて良好である。平均成長率は年4パーセントを達成し、さらに国内・国外の突発的出来事による悪影響に対しても、柔軟性・強靭性をましている。これもここ20年にわたる構造変化・構造改革に依るところが大きい。全般に経済成長力をまし、生活水準も向上している。すべてが容易であったわけではないし、論争もあったが、独立していく信頼された諸機関を設定することによって、その便益を明確に示すことができた⁴⁸。

オーストラリア経済の強さはそのかなりの部分を、ここ10年ほどにおいて執行されたマクロ経済政策と広範な改革に負う。オーストラリア経済のパフォーマンスの良さと構造改革の因果関係を一点の疑義も残さずに解明することはたやすくない。しかし、改革と競争促進政策が主として生産性向上に功績があったことについては大方の合意が得られている⁴⁹。

さらにインフレ率も低く、実質賃金が伸びたことも、改革のおかげで経済の多様性がましたことに帰せられている。経済全体がいまや、より外向的になったと言ってもよい。

国内・国外を問わず、オーストラリアの構造改革と慎重なマクロ政策がO E C D内でも最高の経済のひとつを作り出したことは広く認められている⁵⁰。

生産性

改革のインパクトを検証しようとする研究はいくつもある。まず、P C (生産性委員会)、財務省、連邦準備銀行では、マクロ経済の改革が1990年代を通じての生産性が着実に向上したことに大きく貢献したものと見ている⁵¹。

2005年、P Cでは、N C P政策はそのコストを大幅に上回る便益を提供したとしている⁵²。生産性の向上は13年間にわたる連続成長、活発な技術革新、環境上の目標達成（水利用効率の改善など）に寄与した。そしてこの生産性向上の主役に立ったのはN C Pであった。

P Cではこの間の事情を次のように要約している——「…1990年代におけるオーストラリア経済の生産性向上は、良策で広い基盤をもつ改革（well-conceived and broadly based reforms）はたしかに生活水準を向上させるものとの自信を与える」と⁵³。たとえば、1989-1999年に先立つ5年間の生産性の伸びは、最低限ここ40年間におけるものとしては最高のものであった。P Cの推測ではこれが、平均家計所得で7,000ドルの伸びをもたらしたという。

P Cの言うように、生産性上昇には多くの要因があるが⁵⁴、1990年代の要因としてはミクロ経済の改革が大きな貢献をなしたことはいくつかの研究が示している。O E C Dでは1990年代の経済成長

は雇用率が伸びたことよりも生産性の伸びたことによるものだと結論づけている。これが1990年代の一人当たり所得伸び分の90パーセントに当たるとまでしている⁵⁵。

GDP

経済が上向いたのは1980年代の改革に続いて、1992年のことであった。やがてこれが、1960年代以降最長の成長期となる。一人当たり実質GDPは、それに遡る20年間より伸び率が高かった。また、1990年から2003年の成長も、OECDおよびEU諸国の平均よりもかなり高かった⁵⁶。

貿易自由化

貿易が占める経済の割合がじょじょに大きくなっているのは、オーストラリアでも同じである。オーストラリアにおける貿易/GDPの比率はOECDの平均値よりその伸びが速かった⁵⁷。

関税による産業保護はじょじょに切り下げられ、この結果、輸出に焦点が当たるようになった。たしかに資源・農産物の輸出は相変わらず大きな地位を占めていたが、製品輸出が伸びるにつれて、輸出全体に占めるその比率は下がった。2005年には製品輸出が輸出全体の21パーセントをしめ、これは9パーセントの増加で、絶対額では370億ドルに達した。この原因の一部は、国内の投入物の値下げ、それに関税引き下げによる輸入投入物の値下げであった。

価格へのインパクト

改革で、多くの財およびサービスはその価格が下がった。PCによる分析では、生産性向上とコスト引き下げを別とすると、市場競争がさかんになり、それによる節約分のほとんどが利用者に帰するようにという方向の圧力を創り出すことになったという。

もちろん最終価格に影響を与える要因は数多くある。しかし、PCの述べるように⁵⁸、NCPが目標としたいくつかの分野で実質価格のかなりの低下が起きているのは確かであり、この中には電力、貨物鉄道輸送、港湾手数料、電気通信などがある。しかし、家計と企業のうちどちらが益するところが大きかったかと言えば、企業だったようである。

NCPの最終評価

NCPによる改革でCOAGが1995年に決めたものの最終評価が、2005年12月15日にNCPによって公表された。2004年6月末までに、競争促進支払いに充てられた35億ドルの97パーセントが実際に州・準州政府に支払われたという。2005年の評価でNCPは、中央政府が2004-2005年の競争支払いに充てるほとんどを実際に配分すべきであること、2005-2006年の分の約95パーセントは実際に支払われるべきだとの勧告をしている⁵⁹。

OECDは2006年、次のように結論づけている⁶⁰——OECD全加盟国中、オーストラリアが製品市場では規制が最少、事業体で政府所有になるものも最少、経済行動に対する規制のインパクトももっとも少ない、と言うのである。

改革の多くが論争になったのは、その便益は広範なものなのに、その直接的悪影響がどこかに集中して出ることにも原因の一部がある。改革で益を受ける側はとくに発言はしない、それに対して、これで不利をこうむる側は声をあげることが多い。もっとも大きな論争の的になったものには、競争政策、労働市場の規制緩和、民営化、産業再編成があった。

高額所得者も低額所得者とともに改革から益を受けたが、コストがあったのも確かである。たとえば、地方の小さなコミュニティーのなかには価格高騰、雇用機会の減少に直面したところもあった。さらに、NCPの改革がすべてその目標を達成したわけではなかった。NCP自身がこうした例をふたつほど挙げている。2005年初頭段階ではまだ電力市場の改革は効率的な全国市場を作っていないかったこと、水利用に関しては、かなりの進歩が見られたのも事実だが、オーストラリア全土で効率的かつ維持可能な水利体制を築くためにはまだまだ課題が多いことである。

IX 改革の将来

1990年後期に比べると、規制緩和および経済改革についての論争は落ち着きを取り戻してきている。

PCの連邦政府に対する勧告では、計画された改革はそのほとんどが機能するところまでできている、そしてその便益は実際に享受されているという。しかしながら、老齢化などの課題を見ると、これからも高度の生活水準を維持していくことならば、さらに改革は必要であろう⁶¹。いくつかの研究⁶²では改革継続の必要性が指摘され、政府もすべてのレベルで改革の過程は今後も続くと言っている。COAGは2005年の会議であるPC報告を検討して、人口の高齢化を考えるならば改革の継続は生活水準の維持のために必要だととの見解に同意する旨の決定をしている。COAGでは2005年2月に、「新改革アジェンダ」に同意した。

X オーストラリア経済の現状

オーストラリア経済は1992年以降、空前の成長を遂げている。1997年のアジア金融危機を乗り切り、1999年の株式市場の崩壊をものともしなかった。依然として強力であり、じょじょに世界経済とも統合されつつある。

2006年中間期において、オーストラリア経済はほぼ年3.5パーセントの成長を達成していた。失業率はおよそ5パーセント、賃金の伸び率は約4パーセント、財政赤字はゼロである⁶³。インフレ率は2005において年2.5パーセントにとどまった。実質GDPの成長は長期的に3パーセントから3.5パーセントが予測され、インフレ率も連邦準備銀行のターゲット以内で収まるものとされている。

注

1. 連邦化以前には、オーストラリア植民地のそれぞれが別々に経済発展を目指していた。
2. Banks G, 2003 b, p. 3.
3. Banks G, 2003 b, p. 3.
4. Banks G, 2003 b, p. 3. アルゼンチンとニュージーランドも同じようにその地位を下げている。
5. OECD, 2005 b, p. 6.
6. 1970年代の石油価格の上昇がこの例である。
7. Banks G, 2003 b, p. 3.
8. Banks G, 2003 b, p. 2.
9. Brennan G and Pincus J, 2002, p. 7.
10. PC, 2003 b, p. 9.
11. 関税委員会1921年法では、関税を新規に設ける場合、引き上げる場合、引き下げる場合、および特定産業への補助金を設ける場合には、その全貌を担当閣僚が必ず同委員会に諮問することになっている。
12. PC, 2003 b, p. 10.
13. PC, 2003 b, p. 10.
14. Rattigan, 1986.
15. 実効援助の概念は、関税による援助だけでなく、補助金など、政府による他の援助も考慮に入れて、そうした援助が最終生産物の価格および投入物のコストにどのようなインパクトを与えるかを推測するものである（実効保護率の場合は、関税による援助のインパクトのみを測る）。もし国内の製造業者が輸入品と競合して国内市場に製品を提供していれば、輸入品にかけられる関税があると、その業者は税額に近い額を販売価格に上乗せしてよいことになる。しかし、関税のかかった製品を投入物として使う業者の場合は、不利をこうむることになる。実効援助の計算では、この両者を計算に入れ、純援助高を推定する。
16. PC, 2003 b, p. 10.
17. この新しいアプローチは、関税委員会の年次報告書、1966-67年版、1967-68年版でその概要が示された。
18. 1963年、オーストラリア連邦政府は経済調査委員会（通称ヴァーノン委員会）を発足させて、オーストラリア経済の現状を調査した。その報告が1965年に出て、人口・労働力、生産性、生活水準、コスト・価格・賃金、保護政策、投資、研究開発について述べられている。さらにその報告書ではいくつかの勧告を付している。その中には、関税委員会の活動についての提案があり、保護・援助の広範な効果を調査することを重視すべきことを含めて、いくつかの変更を求めている。
19. PC, 2003 b, p. 12.
20. Warhurst J, 1982, p. 36.
21. Banks G, 2005, p. 4.
22. Banks G, 2005, p. 5.
23. Garnaut R, 1989.
24. この2部門については、特別に、関税をスケジュールに基づいて引き下げるにあたっての調整援助が提供された。
25. これらの計画の多くは期限付きで、奨励金をもらうのにも応募制で、競争になった場合が多かった。
26. de Brouwer, 2003, p. 6.
27. 所得税・法人税の決定・徴収はオーストラリア連邦政府の責任であった。
28. Banks G, 2005, p. 5.
29. Department of Immigration, 1988, 'Local Government and Ethnic Affairs', p. 28.
30. オーストラリアは1788年にイギリスによって植民地化されて以来、常に侵略の危険を感じてきた。これは杞憂に終わっている。それどころか、第二次世界大戦中においても侵略の危険性があるとの認識が一般的ではあったが、実はそのような脅威は存在しなかった。日本も、オーストラリア本土を侵略する計画はもっていなかった。
31. 1995-1996年の期間において、恒久的移民計画のおよそ29パーセントが熟練技術者であった。これが2005-2006年には約70パーセントにふえた。
32. 賃金裁定には主に以下の2方式があった。第1は賃上げが中央で一括して裁定されるもので、多くの場合がこれにあたり、これはオーストラリア全土に適用される。第2に産業別に裁定されて、特定の産業のみに適用されるべく、交渉によって調整が行われる。ただし最近では本文にあるとおり、中央での裁定は減り、企業ごと、職場ごと、あるいは個人ごとの合意に基づいて決められることが多くなってきている。

33. de Brouwer, 2003, p.12.
34. PC, 2005, p.13.
35. NCC, 2005, p.xii.
36. NCCの役割は、NCPおよび各レベルの政府が同意したその他の改革について、それを援助し、監督することである。NCCの主な任務には、競争促進的改革の内容について国民に周知徹底をはかること、インフラへのアクセスについて勧告をすること、NCPで公約されたことについて州・準州による執行具合を査定ことがある。
37. Banks G, 2005, p.25.
38. PC, 2005, p.412.
39. NCC, 2003.
40. NCC, 2005c.
41. Brennan G and Pincus J, 2002, p.26.
42. ホーク政権が、関税および金融制度について多くの改革に着手したのがこの例である。ただし、これは労働党政権で労働運動と緊密な関係をもっていたので、労働市場の改革についてはその導入にも多少の制約があったと今日では容認されている。
43. de Brouwer, 2003, p.16.
44. 生産性委員会は1998年4月に設置された。産業委員会(Industry Commission)、産業経済学局(Bureau of Industry Economics)、経済企画諮問局(Economic Planning Advisory Agency)が合体したもので、オーストラリア連邦政府の中心的な経済諮問機関である。広範な経済的・社会的問題について公聴会や調査を行い、競争政策、生産性、環境、経済のインフラ、労働市場、貿易、ミクロ経済改革などの主題を扱う。
45. Banks G, 2005, p.10.
46. Banks G, 2005, p.10.
47. NCC, 2005 b, p.vii.
48. de Brouwer, 2003, p.1.
49. 生産性向上の原因としてこの他にもいくつかの要因が挙げられたことがあるが、それらはその後、しりぞけられたり、大きな寄与はしていないとされている。たとえば、1960年代、70年代には生産性向上は世界的な趨勢であったが、1990年代にはこれは起きていない。
50. de Brouwer, 2003, p.1.
51. Dawkins P and Kelly P, 2003, p. 179.
52. PC, 2005, p.xii.
53. PC, 2003 a.
54. PC, 2005, p. xvii.
55. OECD, 2005 b, p.10.
56. OECD, 2005 b, p.7.
57. OECD, 2005 b, p.72.
58. PC, 2005, p.xix.
59. NCC, 2005 c.
60. OECD, 2006.
61. PC, p.xiii.
62. これには以下のような例がある。The Allen Consulting Group, 2004; Productivity Commission, 2005; Government of Victoria, 2005, *A Third Wave of National Reform; A New National Reform Initiative for COAG*, Melbourne; COAG, 2005.
63. Henry K, 2006.

References

- Abbott M, (2002), *Completing the Introduction of Competition into the Australian Electricity Industry*, Economic Society of Australia, Economic Papers, volume 21, number 2, June
- Australian Chamber of Commerce and Industry, (2005) *Further Economic Reform Remains Imperative and is Far From Complete*, Review, number 127, September
- Banks G, (2003 a), *Australia's Economic Miracle*; address to Forum on Postgraduate Economics, PC, Canberra, 1 August

- (2003 b), *Gaining from trade liberalisation: some reflections on Australia's experience*, PC, Canberra, 5 June
 - (2003 c), *The good, the bad and the ugly: economic perspectives on regulation in Australia*, address to Conference of Economists, Business Symposium, PC, Canberra, October
 - (2004) *NCP and beyond: an agenda for national reform*, address to CEDA, Sydney, PC, 6 December
 - (2005), *Structural Reform Australian-Style: Lessons for Others?* presentation to the IMF, World Bank and OECD, Productivity Commission, Canberra, May
- Brennan G and Pincus J, (2002), *From the Australian Settlement to Microeconomic Reform: the Change in Twentieth Century Policy Regimes*, discussion paper 0213, Centre for International Economic Studies, Adelaide University, July
- Carter N, (editor), (2006), *The Howard Factor*, Melbourne University Press, Melbourne
- COAG, (2002), *Towards a Truly National and Efficient Energy Market*, Canberra, 20 December
- (2005), *Communiqué*, Canberra, 3 June
 - (2006), *Communiqué*, Canberra, 10 February
- Corden W M, (1997), *The Road to Reform, essays on Australian economic policy*, Addison-Wesley, Melbourne
- Costello P, (2005), the Honourable, MP, *International Demographic and Economic Change, and What it Means for Australia*, address to The Lowy Institute for International Policy, Sydney, 21 September
- (2006), *Government Response to the Report of the Taskforce on Reducing the Regulatory Burdens on Business*, media release, Canberra, 7 April 21
- Dawkins P and Kelly P (eds), 2003, *Hard Heads, Soft Hearts, A New Reform Agenda for Australia*, Allen & Unwin, Sydney
- de Brouwer, G L, (2003), *Economic Reform and Growth in Australia*, Australia-Japan Research Centre, Australian National University, paper prepared for the Australian Studies Association of Japan Symposium, Nagoya, Japan, 14-15 June
- Department of Foreign Affairs and Trade, (2006), *Trade 2006*, Canberra
- Department of Immigration, Local Government and Ethnic Affairs, (1988), *Australia and Immigration 1788 to 1988*, Australian Government Publishing Service, Canberra
- Dundas K, (2005), *Microeconomic reform in Australia: where to from here?* Ecodate, volume 19, issue 5, August
- Fane G, (1995), *Economic Reform and Deregulation in Australia*, discussion paper 319, Centre for Economic Policy Research, Australian National University, Canberra, January
- Garnaut R, (1989), *Australia and the Northeast Asian Ascendancy*, report to the Prime Minister and Minister for Foreign Affairs and Trade, Australian Government Publishing Service, Canberra
- Gruen N, (2002), *Economic Reform-Renovating the Agenda: With an Example from the Market for Information*, Australian Journal of Public Administration, June
- Henry K, (2005 a), *Australia's International Engagement and Reform*, address to the 2005 Economic and Social Outlook Conference, Melbourne, March
- (2005 b), *The Fiscal and Economic Outlook*, address to the Australian Business Economists, Sydney, 17 May
 - (2005 c), *The Task of Economic Policy*, address to the Sydney Institute, Sydney, 20 June
 - (2006), *The Fiscal and Economic Outlook*, address to the Australian Business Economists, Sydney, 16 May
- Hyde J, (1988), *Deregulate or Decay, the lessons of the 1930s for the 1990s*, Policy Paper 14, Australian Institute for Public Policy
- Junankar P N, (2005), *Who is Better at Managing the Australian Economy: Labor or the Coalition?*, The Australia Institute, Discussion Paper number 79, Canberra, June
- Marsh I C, (1988), *Australia Can Compete*, Longman Cheshire, Melbourne
- McMullan, B, MP, (2005), *The Danger of Complacency: the Case for Reforming Fiscal Policy in Australia*, lecture at Australia and New Zealand School of Government, Australian National University, Canberra, 27 April
- NCC, (2003), *Assessment of Governments' Progress in Implementing the National Competition Policy and Related Reforms: 2003, Volume one, Overview of the National Competition Policy and Related Reforms*, Canberra

- (2005 a), *Annual Report 2004-2005*, Melbourne, 30 August
- (2005 b), *Assessment of Governments' Progress in Implementing the National Competition Policy and Related Reforms*, Melbourne, October
- (2005 c), *National Competition Council calls for renewed commitment to economy-wide reform*, media release, Melbourne, 15 December
- OECD, (2005 a), *Economic Survey of Australia, 2004*, OECD Observer, Paris, January
- (2005 b), *Product Market Competition and Economic Performance in Australia*, Economics Department Working Paper Number 451, Paris, 13 October
- (2006), *Economic Policy Reforms: Going for Growth*, Paris, February
- Parham D, (2002), *Productivity and Policy Reform in Australia*, International Productivity Monitor, number 5, 2002
- PC, (2003 a), *Annual Report, 2002-2003*
- (2003 b), *From industry assistance to productivity: 30 years of 'the Commission'*
- (2005), *Review of National Competition Policy Reforms*, Inquiry Report number 33, 28 February
- (2006), *Economic Impacts of Migration and Population Growth*, position paper, Melbourne, January
- Rattigan A, (1986), *Industry Assistance: The Inside Story*, Melbourne University Press, Melbourne
- Reserve Bank of Australia (2000), *The Australian Economy in the 1990s*, Reserve Bank of Australia Bulletin, Sydney, October
- Samuel G, (2002), *Competition Policy and Economic Reform: The Way Forward*, presentation to Economic and Social Outlook Conference, Melbourne, 4-5 April
- Stevens G R, (2006), *Some Observations on Recent Economic and Financial Trends*, Reserve Bank of Australia Bulletin, Sydney, 22 February
- The Allen Consulting Group, (2004), *Microeconomic Reform in Australia, Comparison to Other OECD Countries*, report to NCC, Melbourne, November
- The Economist Intelligence Unit, (2005) *Australia, Country Report*, London, January
- Turnbull M, MP, (2005), *Global Trends in Tax Reform*, December 15
- Warhurst J, (1982), *Jobs or Dogma? The Industries Assistance Commission and Australian Politics*, University of Queensland Press, Brisbane